令和８年９月１６日

令和８年

第１２回野洲市教育委員会定例会議案書

野 洲 市 教 育 委 員 会

付議事項

議案第 48 号　専決処分につき承認を求めることについて
（野洲市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）

議案第 49 号　専決処分につき承認を求めることについて
（野洲市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）

議案第 50 号　専決処分につき承認を求めることについて
（野洲市立幼稚園薬剤師の解嘱について）

議案第 51 号　専決処分につき承認を求めることについて
（野洲市立幼稚園薬剤師の委嘱について）

議案第 52 号　専決処分につき承認を求めることについて
（野洲市立幼稚園医の解嘱について）

議案第 53 号　専決処分につき承認を求めることについて
（野洲市立幼稚園医の委嘱について）

議案第 54 号　野洲市使用料条例の一部を改正する条例について

議案第４８号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

提出理由

野洲市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年８月３１日、次のように処分したから、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専　　決　　処　　分　　書

野洲市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第７号)第４条第１項の規定に基づき、野洲市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　８月３１日

野洲市教育委員会
教育長　北脇　泰久

議案第４９号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

提出理由

野洲市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年９月１日、次のように処分したから、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専　　決　　処　　分　　書

野洲市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第７号)第４条第１項の規定に基づき、野洲市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　９月　１日

野洲市教育委員会
教育長　北脇　泰久

野洲市学校給食センター運営委員会 委員名簿(案)

任期：令和 8 年 6 月 1 日から
令和 9 年 5 月 31 日まで

選出区分	かな氏名 氏名	所属
1号委員 (小学校の校長の代表)	みやざき りょういち 宮﨑 良一	中主小学校
2号委員 (小学校児童の保護者)	まやま かおり 真山 かおり	三上小学校
	きぬがわ ようこ 衣川 陽子	祇王小学校
	まつした たかし 松下 孝志	篠原小学校
3号委員 (中学校の校長の代表)	やまぐち たかし 山口 孝志	野洲北中学校
4号委員 (中学校生徒の保護者)	きむら りょうこ 木村 良子	野洲北中学校
5号委員 (幼稚園の園長の代表)	にしむら かずこ 西村 和子	野洲幼稚園
6号委員 (幼稚園児の保護者)	わて りょうこ 和手 綾子	野洲幼稚園
7号委員 (保育・こども園の園長の代表)	しばはら ゆきこ 芝原 由貴子	さくらばさまこども園
8号委員 (保育・こども園児の保護者)	たなか あかり 田中 朱里	さくらばさまこども園
9号委員 (小学校の給食主任の代表)	たきの のぞみ 瀧野 希美	野洲小学校
9号委員 (中学校の給食主任の代表)	もちぬし いくま 望主 唯久馬	野洲北中学校
10号委員 (教育委員会事務局)	みわ さきこ 巳波 紗希子	学務課
11号委員 (学識経験者)	あおき るみこ 青木 るみ子	滋賀県立大学 人間文化学部 生活栄養学科
12号委員 (特に必要と認める者)	しんち ひろこ 新地 博子	㈱東洋食品(令和8年8月31日まで)
12号委員 (特に必要と認める者)	つつい ちえこ 筒井 智恵子	㈱東洋食品(令和8年9月1日から)
12号委員 (特に必要と認める者)	ぬきい ゆき 貫井 由希	㈱東洋食品

議案第５０号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

野洲市立幼稚園薬剤師の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年３月31日、次のように処分したから、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専　　決　　処　　分　　書

野洲市立幼稚園薬剤師の解嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第７号)第４条第１項の規定に基づき、野洲市立幼稚園薬剤師の解嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　３月３１日

野洲市教育委員会
教育長　北脇　泰久

令和8年度　野洲市学校(園)医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏　名	任期	備考
中主幼稚園	園　医	田中　久貴	平成30年4月1日～	
		野村　哲	令和3年2月12日～	
	歯科医	諸頭　智彦	平成8年4月1日～	
		橋本　健	平成14年4月1日～	
	薬剤師	安藤　千夏子	平成30年4月1日～	令和8年3月31日解嘱
祇王幼稚園	園　医	澤田　正史	平成20年4月1日～	
	歯科医	一井　彰人	昭和59年4月1日～	
	薬剤師	森　篤子	平成22年4月1日～	
野洲幼稚園	園　医	野村　哲	平成28年4月1日～	
	歯科医	上田　周	平成30年4月1日～	
	薬剤師	口井　創太	令和4年4月1日～	
北野幼稚園	園　医	杉山　健二	平成6年6月1日～	
	歯科医	古屋　洋二郎	平成16年4月1日～	
	薬剤師	山本　博	平成15年4月1日～	令和8年3月31日解嘱

議案第５１号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

野洲市立幼稚園薬剤師の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年４月１日、次のように処分したから、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専　　決　　処　　分　　書

野洲市立幼稚園薬剤師の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第７号)第４条第１項の規定に基づき、野洲市立幼稚園薬剤師の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　４月　１日

野洲市教育委員会
教育長　北脇　泰久

令和8年度　野洲市学校(園)医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏　名	任期	備考
中主幼稚園	園　医	田中　久貴	平成30年4月1日～	
		野村　哲	令和3年2月12日～	
	歯科医	諸頭　智彦	平成8年4月1日～	
		橋本　健	平成14年4月1日～	
	薬剤師	市島　剛司	令和8年4月1日～	令和8年4月1日委嘱
祇王幼稚園	園　医	澤田　正史	平成20年4月1日～	
	歯科医	一井　彰人	昭和59年4月1日～	
	薬剤師	森　篤子	平成22年4月1日～	
野洲幼稚園	園　医	野村　哲	平成28年4月1日～	
	歯科医	上田　周	平成30年4月1日～	
	薬剤師	口井　創太	令和4年4月1日～	
北野幼稚園	園　医	松川　誠司	平成8年7月1日～	
	歯科医	古屋　洋二郎	平成16年4月1日～	
	薬剤師	大林　竜士	令和8年4月1日～	令和8年4月1日委嘱

議案第５２号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

野洲市立幼稚園医の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年６月 30 日、次のように処分したから、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専　　決　　処　　分　　書

野洲市立幼稚園医の解嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第７号)第４条第１項の規定に基づき、野洲市立幼稚園医の解嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　６月３０日

野洲市教育委員会
教育長　北脇　泰久

令和8年度　野洲市学校(園)医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏　名	任期	備考
中主幼稚園	園　医	田中　久貴	平成30年4月1日～	
		野村　哲	令和3年2月12日～	
	歯科医	諸頭　智彦	平成8年4月1日～	
		橋本　健	平成14年4月1日～	
	薬剤師	安藤　千夏子	平成30年4月1日～	
祇王幼稚園	園　医	澤田　正史	平成20年4月1日～	
	歯科医	一井　彰人	昭和59年4月1日～	
	薬剤師	森　篤子	平成22年4月1日～	
野洲幼稚園	園　医	野村　哲	平成28年4月1日～	
	歯科医	上田　周	平成30年4月1日～	
	薬剤師	口井　創太	令和4年4月1日～	
北野幼稚園	園　医	杉山　健二	平成6年6月1日～	令和8年6月30日解嘱
	歯科医	古屋　洋二郎	平成16年4月1日～	
	薬剤師	山本　博	平成15年4月1日～	

議案第５３号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

野洲市立幼稚園医の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年７月１日、次のように処分したから、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専　　決　　処　　分　　書

野洲市立幼稚園医の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第１項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第７号)第４条第１項の規定に基づき、野洲市立幼稚園医の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　７月　１日

野洲市教育委員会
教育長　北脇　泰久

令和8年度　野洲市学校(園)医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏　名	任期	備考
中主幼稚園	園　医	田中　久貴	平成30年4月1日～	
		野村　哲	令和3年2月12日～	
	歯科医	諸頭　智彦	平成8年4月1日～	
		橋本　健	平成14年4月1日～	
	薬剤師	市島　剛司	令和8年4月1日～	
祇王幼稚園	園　医	澤田　正史	平成20年4月1日～	
	歯科医	一井　彰人	昭和59年4月1日～	
	薬剤師	森　篤子	平成22年4月1日～	
野洲幼稚園	園　医	野村　哲	平成28年4月1日～	
	歯科医	上田　周	平成30年4月1日～	
	薬剤師	口井　創太	令和4年4月1日～	
北野幼稚園	園　医	松川　誠司	令和8年7月1日～	令和8年7月1日委嘱
	歯科医	古屋　洋二郎	平成16年4月1日～	
	薬剤師	大林　竜士	平成8年4月1日～	

議案第５４号

野洲市使用料条例の一部を改正する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から野洲市使用料条例の一部を改正する条例について意見を求められたので、次のように意見を提出する。

令和８年　９月１６日

野洲市教育委員会

教育長　北脇　泰久

記

適正と認める

提出理由

中学校体育館への空調設備の設置工事が完了し、令和８年10月から供用を開始することに伴い、学校の授業及び体育以外の目的で体育施設を利用する場合に、空調設備に係る使用料を徴収するため、一部改正を行うもの。

空調設備の維持管理に要する費用については、利用者に応分の負担を求めることが公平であることから、受益と負担の均衡を図る観点により所要の改正を行うもの。

野洲市使用料条例の一部を改正する条例

野洲市使用料条例（平成16年野洲市条例第62号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>本則　【略】
別表第１（第３条関係）
１　学校運動場、体育館及び柔剣道場
<table>
<tr><td rowspan="2">施設の名称</td><td>午前</td><td>午後</td><td colspan="2">夜間</td></tr>
<tr><td>午前９時～正午</td><td>午後１時～午後５時</td><td>午後６時～午後９時30分</td><td>照明設備を利用する場合（１時間につき）</td></tr>
<tr><td colspan="5">【略】</td></tr>
</table>
備考　小学校運動場、中学校運動場、小学校体育館及び中学校体育館にあっては、半面使用の場合の使用料は、半額とする。ただし、照明代については、この限りでない。
２　【略】
別表第２以下　【略】</td><td>本則　【略】
別表第１（第３条関係）
１　学校運動場、体育館及び柔剣道場
<table>
<tr><td rowspan="2">施設の名称</td><td>午前</td><td>午後</td><td colspan="2">夜間</td></tr>
<tr><td>午前９時～正午</td><td>午後１時～午後５時</td><td>午後６時～午後９時30分</td><td>照明設備を利用する場合（１時間につき）</td></tr>
<tr><td colspan="5">【略】</td></tr>
</table>
備考
１　小学校運動場、中学校運動場、小学校体育館及び中学校体育館にあっては、半面使用の場合の使用料は、半額とする。ただし、照明設備又は冷暖房設備を利用する場合の当該設備に係る料金は、この限りでない。
２　冷暖房設備のある施設において冷暖房設備を利用する場合は、30分につき600円とする。
２　【略】
別表第２以下　【略】</td></tr>
</table>

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。